

公職選挙法による供託手続について
(えびの市議会議員選挙)

宮崎地方法務局都城支局

選 挙 供 託 の 申 請 手 続

- 1 供託申請の方法として法務局窓口での申請、郵送による申請及びオンラインによる申請があり、法務局窓口及び郵送による申請の場合の供託書の記載例は別紙1「記載例」のとおりです。

窓口での申請の場合は、現金取扱庁である宮崎地方法務局供託課では、法務局に現金を持参し、非現金取扱庁である都城、延岡、日南の各支局では、法務局で手続をとった後、日本銀行代理店（宮崎銀行の各支店）で現金を納付することとなります。日南支局の場合、日本銀行代理店が近くにありますので注意が必要です。

また、供託金は、電子納付又は振込み（振込手数料が必要）による方法でも納付できますので、詳しい手続については、最寄りの供託所にお尋ねください。

なお、法務局窓口の混雑緩和の観点から、供託申請はできる限り「オンライン」により手続していただきますよう御協力をお願いいたします。詳細につきましては、別添資料「供託手続について」及び「供託かんたん申請の御案内」を御覧ください。

- 2 供託書の用紙は供託所の窓口で御請求ください。

供託書に押印は不要（訂正印も不要）です。

供託書は機械で読み取りますので、折り曲げたり汚したりしないよう御注意ください。

- 3 供託者の住所については住民票のとおり、氏名は戸籍のとおりに記載してください。

なお、「番地」等文字の省略はできませんので、正確に記載してください。

《例》 （正） えびの市上町2番地11

（誤） えびの市上町2-11

- 4 供託書の供託金額欄については、訂正は認められませんので、間違った場合は、供託書の書き替えをお願いします。

その他の欄は訂正可能です。訂正方法等については供託所担当者にお尋ねください。

- 5 供託申請は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。ただし、告示日は午後5時までとなっていますので御留意ください。

支局で供託される場合は、供託金を日本銀行代理店に納付していただく必要があります、日本銀行代理店の営業時間は通常午前9時から午後3時までです。当日中の手続を希望される場合は時間に余裕を持って（午後2時まで）お越しください。

なお、告示日当日が休日の場合は、指定を受けた供託所のみで午前8時30分から午後5時まで供託手続を行います。

- 6 供託者本人の委任を受けて代理人が供託申請手続をされる場合には、委任状（別紙２様式）が必要になります。

この場合は、供託書には本人の住所・氏名を記載し、代理人の欄に代理人である旨及び代理人の住所・氏名を記載してください。供託書への本人及び代理人の押印は不要ですが、委任状には、本人の押印（認印で可）が必要です。

- 7 有価証券及び振替国債で供託される場合は、現金での供託の場合と手続が異なる点がありますので、事前に供託所へおたずねください。

どちらの手続きについても、手続が完了するまでにかなり日数を要しますので、早めに連絡くださいますようお願いいたします（有価証券の取扱いは日本現行鹿児島支店となります。）。

供託金の払渡（取戻）請求手続

- 1 供託をした法務局でのみ払渡請求をすることができます。供託金払渡請求書（記載例は別紙3のとおり）は供託所の窓口又は郵送で御提出ください。供託をオンライン申請した場合でも紙の請求書による払渡請求は可能です。
- 2 払渡請求書には、選挙長（選挙管理委員会）が発行する「供託原因消滅証明書」（証明の日付は選挙の日から14日を経過したもの）を添付してください。
- 3 払渡請求者本人に代わって代理人が払渡請求をされる場合には、委任状（別紙4様式）が必要になります。
- 4 供託金払渡請求書及び委任状に押す印鑑について
 - （1）払渡請求者本人が申請する場合
押印は不要です。しかし、小切手の場合、受領のため印鑑が必要です。
 - （2）代理人が申請する場合
押印は不要ですが、委任状に請求者本人の印鑑を押印してください。認印でかまいません。5（2）なお書きにあるように、代理人の預貯金口座に振り込みを希望される場合は、請求者本人の実印の押印が必要となり、印鑑証明書を添付する必要がありますので御注意ください。
- 5 供託金の受領方法として、供託者本人の預貯金口座へ振り込む方法と小切手で受け取る方法があります。
 - （1）預貯金振込みの場合
供託金払渡請求書に供託者本人名義の預貯金口座番号等を記載してください。
なお、代理人の預貯金口座に振り込むことも可能ですが、その場合は、委任状に供託金の受領に関する権限を委任する旨を記載するとともに、請求者本人の実印（市町村に登録している印）を押印（印鑑証明書添付）する必要があります。
 - （2）小切手の場合
日本銀行代理店（都城支局の場合、宮崎銀行都城支部）の窓口で現金化することができます。
別途、銀行窓口で小切手への裏書きや本人確認のための手続が必要となりますので、詳しくは日本銀行代理店の窓口でお尋ねください。銀行の営業時間の関係上、法務局での払渡請求は午前中にされることをおすすめします。
なお、郵送で請求される場合は、小切手での受け取りはできませんので御注意ください。

供 託 手 続 問 合 せ 先

供 託 所	所 在 地	電 話 番 号
宮崎地方法務局 都 城 支 局	都城市上町2街区11号	0986-22-0490 (ガイダンス3番)

別紙 2

委 任 状

宮崎県〇〇市◇◇町▽▽番地

法 務 花 子

上記の者に下記事項を委任する。

記

令和 7 年 9 月 2 1 日に行われる（**予定の**）えびの市議会議員選挙につき、候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするための供託手続に関する一切の件

令和 年 月 日

宮崎県〇〇市◇◇町△△番地

法 務 太 郎 (印)

※ 公示日の前までに供託される場合には「**予定の**」という文言を入れてください。

委 任 状

(住所)

(氏名)

上記の者に下記事項を委任する。

記

令和7年9月21日に行われる（**予定の**）えびの市議会議員選挙につき、候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするための供託手続に関する一切の件

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

※ 公示日の前までに供託される場合には「予定の」という文言を入れてください。

（式書番号）
（印刷部）

[illegible]

(注) 元本合計額の冒頭に¥記号を記入し、又は押印すること。

上記金額を受領した。

日
月
年
和
今

受取人氏名

お客様の連絡先

(000)-(000)-0000

* 預貯金振込の例です

(代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名印)

供託金払渡請求書

請求年月日	令和	年	月	日	係員印	受付	調査	照合	交付	元帳
供託所の表示	宮崎地方法務局都城支局				受付番号	第	号	年 月 日		
〒					整理番号	第	号	認可 印		
請求者の住所氏名等 (会社法人等番号(任意)) (代理人による請求のときは、代理人の住所氏名も記載します。)					払渡請求事由及び還付取戻の別		還付	1. 供託受諾	2. 担保権実行	3.
					取戻		1. 供託不受諾	2. 供託原因消滅	3.	
					1. 隔地払銀行店		3. 預貯金振込振込先	銀行店		
					隔地払、国庫金振替、預貯金振込を希望するときはその旨		受取人	預貯金の種別	普通・当座・通知・別段	
					受取人		預貯金口座番号			
					2. 国庫金振替		預貯金口座名義人(かな書き)			
供託番号	元本金額	利息を付す期間	利息金額	備考						
年度金第 号	円	年 月 月 から まで	円							
年度金第 号		年 月 月 から まで								
年度金第 号		年 月 月 から まで								
年度金第 号		年 月 月 から まで								
元合計	億 千 百 十 万 千 百 十 円				計					

(注) 元本合計額の冒頭に〒記号を記入します。

上記金額を受領した。

年 月 日

受取人氏名

(代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名)

別紙 4

委 任 状

宮崎県〇〇市◇◇町△△番地
法 務 花 子

上記の者に下記事項を委任する。

記

宮崎地方法務局都城支局

令和 年度 金第 号

元本合計 金 円

上記供託金額及び利息の払渡請求並びに受領に関する一切の件

令和 年 月 日

宮崎県〇〇市◇◇町△△番地
法 務 太 郎



委任状

(住所)

(氏名)

上記の者に下記事項を委任する。

記

宮崎地方法務局都城支局

令和 年度 金第 号

元本合計 金 円

上記供託金額及び利息の払渡請求並びに受領に関する一切の件

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

